

## 育児休業は男性でも取ることができます。

### ■ 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます

「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています（育児・介護休業法）

※「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します

### ■ 申し出は、休みたい日の14日前までに、必要事項を書いた書面などを提出して行います

### ■ 育児休業（育休）中は育児休業給付などの経済的支援が受けられます

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）※の給付を受けることができます

### ■ 育児休業（育休）を取得することで、こんなメリットがあります

#### <家庭面>

集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで、普段は気付かない発見があるかもしれません。育児・家事への理解が深まり、育休復帰後も日常的に育児・家事をできるようになります。配偶者の最も大変な時期を共有することで、家族の結束が強くなります

#### <仕事面>

業務の棚卸・引き継ぎが発生をしますので、自身の担当業務の効率化を図る機会になります。またいったん担当から離れることで、自分の仕事を客観的に見直す良い機会となります

育休の他にも、男性にも使える育児・介護休業法に定められた両立支援制度がいくつかあります。詳しくは内田までお問い合わせください。